

議案第14号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 業務用パソコン 1,100台
- 2 取得金額 160,050,000円
- 3 取得の相手方 鹿児島市錦江町9番25号
パステムソリューションズ株式会社

(提案理由)

業務の用に供するパソコンを更新しようとするものである。